

平 2 9 滝 営 事 審 第 1 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市営事業等調査審議会

会 長 佐 野 博 之

答 申 書

平成 29 年 7 月 26 日付け滝都市第 64 号により諮問のありました下水道使用料の使用料体系の見直しにつきまして、滝川市営事業等調査審議会条例（平成 13 年滝川市条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、当審議会として別紙のとおり答申します。

下水道使用料の使用料体系の見直しについて

はじめに

下水道は、市街地における雨水と汚水を排除、処理するための施設であり、滝川市においても昭和 51 年に単独公共下水道として供用を開始して以降、都市環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で、必要不可欠な基幹的都市施設としてその役割を果たしてきたところである。この下水道を今後もいかに安定的、永続的に維持していくかは、我々市民にとっての重要な課題の一つであるといえる。

ところで、滝川市の下水道事業の根幹を支える下水道使用料については、平成 2 年 4 月に最後の改定を行って以降、既に 27 年以上が経過しており、例えば、この間の少子高齢化や核家族化のさらなる進展等といった社会的変化は、下水道事業を取り巻く環境にも少なからず影響をもたらしてきているという状況があり、これにいかに対応していくべきかという観点から、この度、滝川市長より下水道使用料の使用料体系の見直しに関する諮問を受けたところである。

当審議会としては、本諮問を受けて審議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申する。

1 使用料体系見直しの可否について

前述のとおり、滝川市においては、下水道使用料について平成 2 年 4 月の改定を最後に、それ以降現在に至るまでこれを維持してきており、その間に生じた様々な社会的変化とともに下水道事業については下水道需要を取り巻く環境にも変化が生じてきたことから、使用者間のバランス是正及び個別の使用実態等の適正な反映について改めて検討の必要が生じたとして、今回の使用料体系の見直しについて諮問がなされたところである。

具体的には、家事用については、少子高齢化や核家族化による世帯の小規模・分散化など世帯そのものの変化に加え、環境問題等への認知が浸透しつつある中での節水意識の高まりや洗濯機や水洗トイレなど家庭用汎用機器・設備等における節水性能の向上及びそれらの性能を具備した機器・設備等の普及が進んだこと等によって水需要の細分化及び縮小が進み、一方で業務用については、構成割合及び事業者数において、製造業が減少する傍らサービス業が大きく伸展するなど、水需要の動態にも大きく影響する産業構造上の変化が顕著となっている。実際、データの上からも、基本水量以下の使用者の割合が前回使用料改定時に比べてそれぞれ家事用が 3 ポイント、業務用が 10 ポイント以上も上昇するなど、使用料体系の再構築を考える上で看過できない要因変動がみられる。

そこで、使用料体系の見直しそのものの可否を考えたときに、そもそも現行の使用料体系の開始からこれまでの時間経過の中で、前回改定当時と現在では様々な点で社会が大きく変化していることが明らかであり、むしろこうした変化を黙過し、時代に即した

適正な下水道使用料体系構築への努力を怠ることがあってはならないものとして、今回の下水道使用料体系の見直しについてはこれを妥当であるものと判断したところである。

なお、今後に向けては、その時々々の下水道事業の経営状況や社会情勢等の変化に対応できるよう、例えば国が下水道使用料見直しの標準的なサイクルとして提示する5年ごとを目途とするなどして定期的で、かつ、開かれた検証を行い、適切な使用料体系の構築に努められるよう求めるものである。

2 使用料体系見直しの方向性及び内容について

(1) 見直しの方向性

今回の下水道使用料体系の見直しに当たって、各使用者の使用水量の動向に着目したところ、家事用及び業務用のいずれについても、前回改定時と比較して、基本水量以下の使用者の割合が増加しており、さらには、その中で使用水量別の構成においても、より水量の少ない区分へとシフトしている傾向が読み取れるところである。その結果として、使用水量が恒常的に基本水量を下回る使用者の割合も増加していることがうかがえるところであり、そうした状況を加味した基本水量への見直しを含め、既述した様々な変化に適切に対応できるような使用料体系の見直しが求められるところである。

もちろん、当該見直しによって急激な負担増や新たに使用者間の著しい不公平等を生じることがないように十分に配慮が尽くされる必要があり、そうしたことを踏まえ、現行の体系と同様に、基本水量及び基本使用料並びに基本水量を超えて1 m³ごとに課される超過料金を併用した枠組みによる使用料体系の再構築がより妥当と考えるところである。

一方で、下水道事業にとって経営収支の安定化、とりわけ使用料収入の確保は、最も重要な課題の一つであることから、使用料体系の見直しによっても、今後の滝川市の下水道事業に係る中長期的な経営収支の見通しの下で、見直しの前後において収入総額の維持が要求されるところであり、この度の使用料体系の見直しは、これらの諸条件の下で最適な使用料体系の再構築が進められるべきものと考えるところである。

(2) 見直しの内容

(1)を受けて、基本水量については前回改定時と現況の水量別件数割合の比較検討結果等から、家事用は8 m³から7 m³に、業務用は20 m³から15 m³へと引き下げることが妥当と判断したところである。

なお、この基本水量の引き下げによって、引き下げ後の基本水量（以下「新基本水量」という。）以下に係る使用料負担は、改定前に比べて抑えられることになるが、使用料収入の総額を維持するためには、そうした負担減、言い換えれば市にとっての減収分について新基本水量を超過する使用水量（以下「超過水量」という。）に係

る使用料収入を引き上げるなどして補うことが必要となる。このことと併せて、当該改定の影響を使用者間でいかに公平に分担するかは、新たな料金体系が多くの利用者に受容されるための重要なポイントの一つであることから、超過水量帯域に係る下水道使用料の改定率については、できるだけ一定であることが求められるものとして、検討を行った。

ところで、使用者が最終的に支払うべき下水道使用料とは、基本水量に係る基本使用料と、超過水量がある場合は当該超過水量に係る超過料金（以下「超過使用料」という。）を加えた額であることから、この料金改定モデルにおいては、基本使用料の改定率や超過使用料の改定率がそのまま下水道使用料の改定率（以下「使用料改定率」という。）とはならない点に留意する必要がある。上の条件に適合する基本使用料と超過使用料の組み合わせについて検討する中では、同一の改定案においても超過水量の帯域によっては使用料改定率にバラつきが生じるケースが確認されたところであり、実際に複数の組み合わせパターンから使用料改定率の推移に着目しながら、その振れ幅ができるだけ小さくなるよう検討を行ったところである。

その結果、以上のような条件を満たす一つの料金改定モデルについて、次のような改定案を結論として得たところである。

用途	新基本水量	基本使用料（消費税別）	超過使用料（超過水量 1 m ³ につき、消費税別）
家事用	7 m ³	1, 2 6 3 円	1 9 2 円
	【 8 m ³ 】	【 1, 4 1 8 円】	【 1 8 7 円】
業務用	1 5 m ³	3, 0 6 0 円	2 4 3 円
	【 2 0 m ³ 】	【 4, 0 7 8 円】	【 2 3 3 円】

いずれも 1 月につき、下段【 】内は現行

なお、この改定案では、超過水量帯域に係る使用料改定率（引上げ率）として、家事用で概ね 2.6%、業務用の 20 m³以上で概ね 4.3~4.8%の間に収束することになる。

また、滝川市下水道条例（昭和 57 年滝川市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 38 条第 2 項の規定に基づく使用料の減免、いわゆる福祉減免について、その対象となる者に対しては家事用の基本使用料を一定額に減額できることとしており、現行は 1,418 円を 865 円へと減額しているところ、当該改定においては 1,263 円を 710 円へと引き下げることによって現行の減額幅を維持し、また、条例第 34 条第 1 項第 2 号に規定する水道水以外の水を使用する場合の汚水排出量の認定基準については、基本水量の見直しに合わせて次のような改定案として整理する。

排出される汚水の種類	汚水排出量の認定基準	
家事用	1戸4人まで	7 m ³ 【8 m ³ 】
	1人増すごとに	2 m ³
業務用	従業員10人まで	15 m ³ 【20 m ³ 】
	1人増すごとに	3 m ³

※【 】内は現行

3 見直しの時期

現行の使用料体系が内包する課題の解消に向けては、できるだけ早期に見直しを実現することが望まれるところではあるが、一方で新たな使用料の内容が決定し施行されるための必要なプロセスにも相応の時間を要することが見込まれ、例えば市議会における審議や決定内容の市民への事前周知、電算システムの改修等に必要な時間を考慮すると、現実的には2019年度以降での施行を目指すことになると考えられる。

その際、現時点で2019年10月において消費税率の改定が予定されているが、それぞれに基づく使用料改定を別に施行し改定が二段階化されることになる場合、事務の煩雑化や電算システムの改修経費の増嵩といったことのほかに、使用者にとって短期間に二度の使用料の見直しが実施されるかのような誤解や混乱等を招く恐れも想定されることから、消費税率改定の動向を見据えた上で施行時期を一本化することが望ましいと考える。

4 その他

下水道事業は、多くの市民や事業者等が使用者の立場から関与している事業であり、そうした使用者からの信頼の下での使用料収入の支えによって成り立つ事業であることを踏まえ、これら使用者からの理解を得ることは下水道事業の安定的な推進において不可欠な要素であることから、市としてはそのための最大限の努力を尽くすことが求められるものである。

については、仮に下水道使用料の改定を行おうとする場合には、当該改定が決定に至った背景や改定の必要性、当該改定によって改善される効果や見込まれる収支状況等を、一般市民の目線から、平易な言葉や視覚的に理解しやすい図解などを交えながら、幅広く様々な手段、機会を通じて、丁寧な説明に努めることを要請するものである。

滝川市営事業等調査審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	佐 野 博 之	國學院大學北海道短期大学部 教授
副会長	齊 藤 博 朗	滝川市町内会連合会連絡協議会 副会長
委 員	居 林 俊 男	滝川商工会議所 専務理事
委 員	木 村 浩 己	江部乙商工会 副会長
委 員	堀 田 秀 樹	連合北海道滝川地区連合会 会長
委 員	松 尾 朋 哉	滝川青年会議所 理事長
委 員	秋 保 悦 子	滝川消費者協会 副会長
委 員	白 木 正 博	たきかわ農業協同組合 常務理事
委 員	中 村 京 子	利用者代表

滝川市営事業等調査審議会 審議経過

開催年月日等	開催場所	審議内容
第 1 回 平成 29 年 7 月 26 日（水）	滝川市役所 6 階 601 会議室	下水道事業の現状分析 下水道事業概要・公営企業会計制度 財政収支の現状
第 2 回 平成 29 年 8 月 31 日（木）	滝川市役所 3 階 301 会議室	前回審議会の振り返り・課題 財政収支の見通し
第 3 回 平成 29 年 9 月 26 日（火）	滝川市役所 6 階 601 会議室	下水道使用改定案の考え方 下水道使用料改定案
第 4 回 平成 29 年 10 月 31 日（火）	滝川市役所 3 階 301 会議室	下水道使用料改定案 地下水認定基準の変更 使用料体系の見直しの時期
第 5 回 平成 29 年 11 月 27 日（月）	滝川市役所 8 階 大会議室	下水道使用料改定案 答申書（案）について
第 6 回 平成 29 年 12 月 26 日（火）	滝川市役所 5 階 庁議室	答申書の提出